平成２６年（フ）第７３３号
大阪府松原市天美北２丁目12番６号
破産者　株式会社大新
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６８号
広島市安佐南区西原５丁目15―26　110号
破産者　株式会社アムザ
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１号
高知市新田町６番25号
破産者　株式会社高知マネキン
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第18地割134番地10
破産者　アイディ開発有限会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１２５号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤4999番地
破産者　有限会社タナカ種畜牧場
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１２７００号
静岡県掛川市原里110
破産者　加茂　元照
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８号
東京都青梅市新町８丁目22―５―1001
破産者　船間　昭二
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１５９号
横浜市緑区鴨居４丁目35番８号
破産者　阿部工業有限会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目２番23―６号
破産者　株式会社ＬＡ　ＳＴＵＤＩＯ
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
福井市木田１丁目3306番地、商業登記簿上の本店所在地福井市江端町33番６号
破産者　太陽ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
福井県敦賀市長沢31号２番地の１
破産者　株式会社シャカミ
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第４２９号
岐阜県本巣郡北方町天狗堂２丁目21番地　Ｔスプリング202号
破産者　植木砂知子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６号
島根県出雲市大津町2633番地16
破産者　有限会社雲南開発
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１２号
広島市西区己斐本町１丁目24番７号
破産者　株式会社広電文具
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第３４１９号
千葉県松戸市紙敷612番地３
破産者　株式会社グローカル
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２０号
千葉県四街道市千代田３丁目24―11、開始決定時の住所千葉県松戸市和名ケ谷948―８―1112
破産者　鈴木　恒雄
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３０５号
東京都江東区千石１丁目10番10号
破産者　株式会社東京ウインファーム
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６６８号
東京都西東京市東町２丁目９番７号
破産者　新東建設株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６６９号
東京都西東京市東町２丁目９番７号
破産者　株式会社新東
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６７０号
東京都新宿区新宿５丁目９番12号　ＩＤＯｓｈｉｎｊｙｕｋｕ１Ｆ
破産者　株式会社希和
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部